

防長庄園の地域的考察（後編）

田 村 哲 夫

前編では山口県東部（周防部）の庄園について考察してきたが、後編には西部（長門部）の庄園について考察することにした。鎌倉期には特に長門部は周防部より庄園化が進んでいたのであるが、周防部四十一庄園に対し長門部二十五庄園、合計六十六庄園で、長門部の庄園数が少なく見えるのは、中央と直結した庄園、即ち本家領家を中央に持つ庄園が少ないことと、長門国衙の権力が衰え、長門守護所が実権を握って守護地頭の勢力が強くなり私有地化が早まったことなどが原因で、〇〇庄との庄名を使わなくとも、公領時代の郷・保・村の名称のままを使った私有地が多かったからであろう。

42 棚井庄 宇部市棚井は中世に厚東郡司から長門国守護にまでなった豪族厚東氏の本拠地である。長門国の公領の多くは鎌倉期には私有地化していたようで、棚井も当然厚東氏の私有地として管理されていた。よって『厚東氏家譜（浄名寺本）』では棚井庄と称しているが、古文書、例えば『浄名寺文書』の文和三年（二三四）二月厚東義武寄

進状などには棚井村とある。

- 43 厚狭庄(鴨庄) 厚狭郡山陽町鴨庄を庄域とする山城国下加茂(賀茂御祖神社)の庄園であった。『百鍊抄』の寛治四年(1060)七月十三日の条に、堀河天皇は賀茂上下両社に対し御供田として不輸田六百余町を寄進せられ、また『賀茂社古代庄園御厨』の同年月日の条には、日供料として庄園十九箇七百四十五町と御厨九箇所を賀茂御祖神社に寄進されたことが載っており、その庄園中に「長門国厚狭庄公田三十町」があり、厚狭庄の成立年代と広さが窺えるであろう。なお御厨の中に「周防国佐河牛嶋御厨」とあることは12佐河御厨・21牛島御厨の項を参照されたい。

なお、同地鎮座の鴨神社は京都賀茂社領との関係から分霊を勧請されたものであろう。そして、厚狭庄は『正法寺文書』の貞応二年(1133)十一月松嶽寺新券流記帳によると鴨庄とあって、鴨庄の庄名も古いことが知れる。

- 45 埴生庄 厚狭郡山陽町埴生の地域で、平安期から石清水八幡宮の庄園であったが、早くから同八幡宮院家の手を離れ、その宮坊に当る宝塔院の庄園となっていた。そこで同八幡宮別当成清は建久元年(1190)にこれを源頼朝に愁訴し、頼朝の執奏によって院序下文を受け、承安元年(1251)十二月の宣旨と、養和元年(1191)十二月の下文に任せて再び同八幡宮院家に還付せしめられた。以上の事情については23室積庄の項に述べたので省略する。

- 44 津布田庄 厚狭郡山陽町津布田の地域は、埴生庄と同様に石清水八幡宮の庄園であった。『榊葉記』(先師記)所収古文書によると、仁治元年(1120)九月に「八幡宮領長門国津布田庄公文右馬負貞能」は当年の安居頭役を難渋に及んだため、石清水八幡宮検校棟清法印の申状を遣わしたが、貞能は鎌倉幕府の御家人であると号してこれに従わなかったため、幕府は御教書をもって同八幡宮安居頭役を勤仕すべしと下知したことがあった。また、『長門住吉神社文書』の建武三年(1316)四月足利直冬寄進状には、津布田別府の地頭職を長門一宮に寄

進したことが見える。別府とは別符を下して開墾せしめられた地域をいう。

- 46 吉田庄 厚狭郡吉田村、今の下関市吉田の地域である。大永六年(1256)九月の大内義興裁許状、享祿二年(1531)三月の大内義隆安堵状に「厚狭郡吉田庄西福寺事」と見える吉田庄の庄名(高泊西福寺文書)は、もと庄園であったか、単なる濫称か不明である。

- 47 位佐庄 美祢市伊佐の地域は平安末期から石清水八幡宮の社領となっていて、元暦二年(1185)に源頼朝が武士の狼籍を禁止した事情については次の大美祢庄の項と同様であるので、ここでは省略する。

『高野山文書宝簡集』の正安二年(1300)六月文書「備後国太田庄嘉禎(三三三)検注目録」中に、「請処在所」として

一所 長門国イサノ庄 使者等乗尾道浦馬次郎船下向
其使内一人者浦百姓藤三郎入道云々

と見えていることから、位佐庄は高野山金剛峯寺の庄園に編入され、何人かの請所となっていたと考えられる。

なお、伊佐の南に伊佐別府があり、長門守護の佐々木定綱が建久四年(1193)に伊佐別府を所領し、子孫はここに土着して伊佐氏と称した。〔尊卑分脈〕

- 48 大美祢庄 美祢市大嶺を庄域とする石清水八幡宮の庄園であった。『平安遺文』の「石清水田中家文書」によると、天仁元年(1110)十二月に官宣旨を同八幡宮寺宿院極楽寺に下し、諸国の庄園を院主に旧の如く領掌せしめた中に「長門国大峯庄」がある。ついで平家追討のため西国に下った関東武士は、防長両国内の石清水八幡宮の社領に乱入して年貢を抑留し、兵糧米を課するなどの狼籍を働いたので、元暦二年(1185)正月に「長門国大美祢庄位佐別宮」などの同社領に対し、源頼朝は下知状をもって狼籍を停止し、先例に任せて八幡宮寺使の下知に従うよう命じている。25遠石庄の項をも参照されたい。また『貞永式目新編追加』寛元三年(1175)五月の法令による

と、京都大番役に關して新補地頭が段別課役を充てたので幕府はこれを禁止した。そして特に大嶺庄は石清水八幡宮用途料所であることは確実である上は、地頭らが如何なる下知をなそうとも、先例に任せ夫役雜事の外は一向に停止せしめられている。なお同八幡宮寺領は別当が相伝領掌するところとなり、応長元年(三三二)十二月には別当(翁彦)尚清から権別当康清に譲与しているのである。〔菊大路家文書〕

南北朝期に入り長門守護の大内弘世は大峯庄と於福村に対しても軍役の増徴を課していたが、石清水八幡宮社家の焼失によって永和元年(三七五)九月に幕府は弘世に同社家造営期間中は軍役を課することを停止するよう敕命している。〔石清水文書〕

なお大嶺鎮座の『下領八幡宮文書』の同年三月大隅守久秀の執達状は「大峯庄預所肥前々司殿」にあてていることから、当時の預所職は肥前前司某であったことが知れる。

49 於福庄 美祢市於福の地域も早くから石清水八幡宮の社領であった。『石清水八幡宮文書』によると、宮寺別当の相伝領掌するところで、応長元年(三三二)十二月に檢校尚清法印から権別当康清に譲与したことは前項の大美祢庄と同様である。また永和元年(三七五)九月に幕府が長門守護の大内弘世に石清水八幡宮造営期間中は於福村と大峯庄等に軍役を課することを停止するよう敕命した事情もまた同様であった。

その後『菊大路家文書』によると、大福庄と豊西郡吉見郷の代官が年貢の無沙汰を行なったので、幕府は文明十三年(四八八)三月に奉行衆下知状をもって速かに究済を致し、もしなお難渋をなしたならば在所を社家雜掌に去渡す旨の下知を長門守護大内政弘に命じている。

50 厚保沓野 沓野は今の美祢市厚保本郷の内の字地で、厚狭の正法寺の寺領であった。貞応二年(三三三)十一月の「新券流記」中に沓野の名が見え、嘉元四年(三三六)六月の後伏見上皇院宣には北坂本沓野開発と記し、花山法皇勅免并貞応年間の国裁に任せて永代正法寺々務の管領とせしめられている。ついで厚保地頭職の厚朝尚なる者が沓野開発田并荒野を濫妨したので、院宣をもって朝尚の押妨を停止すべき旨を幕府に敕命せられた。よって徳治三年(三三八)九月に幕府は六波羅に通達し、同探題金沢貞頭は長門守護北条時村にこれらの子細を尋究せしめてい。その後も地頭の押妨が継続したので、元亨三年(三三三)に後醍醐天皇はまた論旨をもってこれが究明を幕府に命ぜられ、六波羅は施行状を発し、長門探題北条時直もこれを遵行して地頭の厚六郎左衛門入道の狼籍を停止せしめている。さらに正中二年(三三五)に三たび長門探題遵行状を下しているが、その実績は一向頭われないので、正法寺院主賢田は前厚保地保の尚種・政忠らの寺領を濫妨し、国司の下知に違背するを陳訴している。ここにおいて建武元年(三三四)四月長門守護と共に沙汰付けを行うべき旨の長門国宣が発せられた。

明德三年(三五三)大内義弘が在京中の時、正法寺院主は筥田長門入道の違乱を訴え、往古の院宣論旨御教書等を披見に入れて義弘の安堵を受けたが、その後沓野は錯乱して一山の衆徒散在し、往代勤行の大法秘法と共に退転せんとしたから、哀憐の沙汰を経て正法寺再興の裁判を蒙らんことを長門守護大内盛見に請うている。応永十八年(四一一)には正法寺別当長慶と由利伊豆入道中殿と相論に及んだが、長慶は數通の証文を出帯しているのに、中殿は一通の証書類さえ持参していないので、大内家臣連署奉書をもって下地を寺家に沙汰せしめられている。このように正法寺領沓野村は永年にわたって地方豪族や地頭の絶えざる侵入を受け、その年貢の未進を蒙ったのであるが、文明十一年(四七九)に幕府の尋究に答申した「正法寺領注文」によると

厚保内沓野村当知行分

平田陸町陸段大 内貳町半廿歩 年不河成除之

定田四丁段肆十歩 各二斗代

分米掘石八斗郡帳前

厚美作守
裏判在之

とあるから、沓野村の寺領は紛糾の甚だしかった割にその地域は狭少であった様である。そして明応八年(二四九)十月に沓野村八石八斗の地は隠地として押置かれ、その半済分を箱田彦七郎矩貞に与え、ついで大内家から矩貞にこれを安堵している。隠地とは公式に届出を行わず年貢を収めないで私に耕作している土地のことであり、半済とは戦時あるいは特別の工事に關して臨時に領主の収益の半分を増徴せしむることである。ところが正法寺は沓野は隠地でない旨を訴訟に及んだので、天文三年(一五三三)に至り大内家臣連署奉書をもって沓野村その他の土地を還付し、正法寺の管理となさしめられている。

51 大野庄

豊浦郡菊川町大野の地域であるが、文明十年(一四七八)八月大内政弘袖判書状に「豊東郡大野庄」と見えるのが初見である。

52 員光保

豊浦郡員光村(今の下関市王司地区員光)で、京都の北野神社々領であった。『北野神社文書』の年号不明三年四月付の繪旨によると、員光保并預所職を北野神社に安堵せしめられている。そして暦応二年(一三三九)二月には光嚴院の院宣を下して員光保地頭職を法華金剛般若経長日転読料所として北野神社に寄附せられているのである。

これより先、『関關録七十一小野文書』中に弘安五年(一一八三)四月の大蔵省下文があつて、員光保内の田畑・井手上・小倉新開発等の年々の所当を、当地頭里見次郎太郎信重が何等の理由なくして押領したので、小野資通に仰付られて、年貢以下の沙汰を行なうべきを命ぜられている。ところが里見信重の押領はなお継続し、違乱狼籍を致し、百姓等身代を押取つたので、同年八月重ねて年貢弁備に及ばざる不当を譴責し、かつその自由なる濫妨を停止し、土民等の年貢を弁済せしめ、小野資通の沙汰とすべきを員光保沙汰人に命じている。また建武年間には小野村

内井太畑は寺家によって違乱を蒙つたので、同三年(一一八三)十二月に將軍御教書が長門守護厚東武実の下され、益富弥八入道と共に小野資通に安堵せしめられているのである。

53 河内包光名

豊浦郡山田村内の地域(今の下関市王司地区山田)にあつた竜翔寺の庄園地である。『大徳寺文書』を見ると、延慶二年(一一三〇)三月の「竜翔寺重書紛失状」に「竜翔寺々領田畠目録 一所 長門国河内包光名」とあるのが初見である。翌年六月の「尼久智寄進状案」では「かやうもんいん(嘉陽門院)後鳥羽天皇女礼子内親王)の御あとの御りやう」である「なかとのかふちかねみつ名地頭事」を同院の御菩提を弔うため寄進したことが知られる。その後永和二年(一一三六)五月の「滅宗宗興寄進状案」によると、長門国河内包光名の替りに尾張国飯柄郷を竜翔寺に寄進するとあるが、永正十一年(一五〇四)十一月の「竜翔寺領御下知証文」では同寺領として河内包光名等幕府が安堵している。ところが、天文十年(一五四二)三月に竜翔寺を大徳寺境内に再興するに当り、河内包光名地頭の事は山口法泉寺が領知していたので、竜翔寺再興料として河内包光名の還附を請い、法泉寺知行は山田で、包光名は竜翔寺領であることを翌年二月大内義隆に訴えている。そこで義隆はその閏三月包光名の土貢を還附し運上米二十石の堺着を約束し、天文十二年(一五四二)六月に至って「長州山田村包光名去秋御正税米」二十石に対する分錢二十貫文が堺津に到着して土貢還附一件は落着いたのである。

54 二宮庄

下関市長府の忌宮神社の社領である。『忌宮神社文書』仁安元年(一一六六)二月に長門国忌宮社領である留飯野畠と後野畠の堺証文が作られているのが初見である。鎌倉中期には二宮庄は長門警固所に寄進せられ、蒙古に対する国防の費用にあてられて長門守護職の管轄に属した。ついで忌宮神社の社家は衰微に及んだので幕府に愁訴したところ、嘉暦元年(一二三六)十二月に至り幕府もその訴状の理由を認めて御教書をもって元の如く社家一円進止の地とし、旧規に任せて神事を興行し、御祈禱の精诚を致すべき旨を敕命している。

55 一宮庄 下関市一宮の住吉神社々領である。二宮と同様鎌倉中期には長門警固所に寄進せられ、長門守護職の管理に移されたため、神事も次第におとろえ、社家も衰微に及んだので、嘉暦元年(三三六)に二宮庄の還付許可の例に従って一宮庄の返付を住吉神社から幕府に申請した。時の長門探題北条時直は下文をもって社家訴陳の旨を幕府に上申することを約したが、世上動乱のために延引し、その目的を達することが出来なかった。建武元年(三三四)にも奏聞を経たのであるが、これもまた騒乱によって遵行せられず、さらに同三年に大宮司賀田貞近と供僧神官らが重ねて神領の還付を請うたのである。しかしこれに対する沙汰がいつごろ発せられたか史料を欠き明らかでないが、康暦二年(三六〇)三月には一宮庄は住吉神社々領として先例に任せ外宮役夫工米を免除せられているから、これ以前に返付せられたことは確かである。また吉母村の公文職真鍋藤五は罪料の仁たるによってその所職名田以下を闕所とせられたが、住吉神社々領であることには変りがないから、応永十四年(四〇七)九月にかの所職名田等は先例に任せ社家に還付せられている。『住吉神社文書』の文明十三年(二八六)同社大宮司賀田貞国の「一宮庄田数并土貢注文」によると

壱所貞応貳拾町貳段 一宮庄

平田伍拾町五段半廿歩

分米百五拾壺石六斗九合四勺一才

壱所貞応拾玖町八段 同吉母村

平田貳拾柒町貳段半卅歩

分米柒拾四石捌斗八升八合一勺七才

となっていて、一宮庄と一宮庄吉母村についての田数や年貢の大略を知ることができる。

56 吉永庄 豊浦郡豊浦町吉永の辺を庄域とする長門一宮住吉神社の社領である。平家追討のため長門に下向した源範頼は源氏の勝利を祈禱する料所として、文治元年(二八五)九月に吉永庄の荒熟田畠三十町の地を住吉神社に寄進した。ところがその後一宮庄は長門警固料所に寄附せられて長門守護職の管領に移されたため、嘉暦三年(三三六)七月に時の長門探題北条時直から吉永庄を住吉神社に還付するよう幕府に申請する下文を受けたが、世上動乱によって延引し、遂に目的を達することができなかった。その後の事情は一宮庄と吉母村と同様であって、多分返還を受けたものと推察せられる。貞和二年(三三〇)十二月には長門守護大内弘世は吉永庄内の新田二町を宝殿庵に寄進し、さらに正平十五年(三六〇)には弘世は再びこれを同庵に安堵せしめている。

また『住吉神社文書』の文明十三年(二八六)「長門国一宮御神領豊東豊西両郡田数并土貢事」によると

一所貞応五町五段 吉永庄内

壱町五段 就本社一宮大般若経并四月朔御納意在之

分米参石

残肆町 就吉永庄地下社領神役在之云々

とあって、吉永庄の田数土貢の大略を知ることができる。

57 河棚庄 豊浦郡豊浦町川棚の辺を庄域とする京都の嘉祥寺の庄園であった。嘉祥寺は嘉祥三年(八五)に仁明天皇の勅願によって建立せられ、平安後期には仁和寺別院となった。治承元年(二七七)九月に長門国庁宣が下され、嘉祥寺領河棚御庄の庄官から長門国在庁官人の有遠が庄民に年貢を領家に納めず、その代りに国衙に納める分量以上に加納して納めるよう命じたため、百姓が安堵しないことを訴えたので、国司は領主平清盛の仰せをうけて長門留守所に国衙使が河棚庄を押妨することを禁じた。〔尊経閣所蔵東寺文書〕

その後河棚庄の守護人が領家嘉祥寺の所務を妨害したので、文治年中(二八五—八六)院宣をもって地頭職を停止せられたが、重ねて違乱を行なったため建久六年(二九六)十一月に御教書を下してこれを禁止している。〔吾妻鏡〕史料としては後世のものであるが、弘治四年(二五五)四月の「右田隆俊本地内近年不知行注文」によると

内藤左衛門(隆春)方押領之 長州豊西郡

一百廿石足

河棚庄

とあって当庄年貢についての概略を推察することができる。

58 牛見庄 豊浦郡豊田町殿居地域で、同所鎮座の『殿島神社再建棟札』に「長州豊田郡牛見庄殿井郷……于時文安五年(二四六)戊辰三月四日……」と見えるのが初見である。

59 向津奥庄 大津郡油谷町向津具の地域で、鳥羽天皇の時代に立券が行なわれ、妙法院の庄園となった。妙法院は延暦年中(六三—八〇)伝教大師最澄が創建した天台宗延暦寺三千坊の一つであったが、後白河法皇が新日吉社を造営せられて同院々主昌雲に授けられた。ついで高倉天皇の第二皇子尊性法親王が入寺されてから法親王の住房となり、妙法院門跡と号され、青蓮院・曼珠院の面門跡と共に延暦寺三院と称せられるに至った。

後白河法皇は紀州熊野と近江日吉の両権現を篤く尊崇せられ、永暦元年(二六〇)十月に京都東山へ両社を勧請して新熊野社・新日吉社と称せられた。向津奥庄はこの新日吉社に寄進せられたのであるが、平治の乱(二五九)の主謀者となった藤原信頼は長門国を知行していた時に向津奥庄を押領したので、鳥羽天皇の第二皇女上西門院統子内親王の命によって元の如く免進せられた。ついで長門国司が当庄に乱入し横妨の子細があったので永暦二年(二六一)二月に後白河院の院庁下文をもって元の如く庄務を領掌し、所当の官物においては懈怠なく備進せしめているのである。〔妙法院文書〕

『吾妻鏡』によると、向津奥庄地頭の豊西郡司弘元は源平の争乱に平家方に随従したため、源頼朝は弘元の地頭職を没収し、大江景国をその職に補任したところ、景国は種々の悪行を行なったので庄家はこれを幕府に訴えた。ついで朝廷でも庄家の解状に添えて帥中納言の奉書を発せられ、幕府をして武士の狼籍を禁止するよう命ぜられたので、文治二年(二六二)二月に頼朝は下河辺行平をしてその子細を尋究し、八月濫行の事実があればこれを停止し、庄家使の進止に従うべき旨を下知するという請文を提出しているのである。建久八年(二七五)に頼朝は向津奥庄の地頭職を新日吉社の社家に寄進してから当庄は一円進止の社領として伝承せられることとなった。一円進止とは一庄一村全体を知行すると共に、その租税徴集権をも併せて領有することである。こうして向津奥庄は妙法院山洛房舎・寺社庄園と共に実静僧正の相伝領掌するところとなった。そして実静は建武三年(二三三)五月に当庄に關する証文等を相添え後光嚴院皇子無品亮性法親王に譲付したのである。ところが道善法印という者が濫悪を行ない、かつ門跡に煙塵の大難が起って相承の文券ごとく災火にかかった。よって亮性法親王家は康永三年(三三四)七月に解状をもって、かつは先例に任せ、かつは紛失に鑒み、無品親王永代相承を全うすべき旨の官府宣を給わり、門跡三宝の任持を保全し、国家万歳の安寧を祈精せんことを請うている。〔東寺百合文書〕

60 日置庄 大津郡日置村で、深川庄と同様古くから三条家の庄園であった。文治二年(二六二)八月の『日置八幡宮文書』に日置庄の地名が初めて見え、ついで八幡宮日置筑後守の家が断絶したので、承久三年(三三三)十月に源包房は日置庄ならびに諸社を領知すべき旨の下知状を賜わり、子孫代々にわたって八幡宮の宮司職を世襲した。弘安三年(三三〇)三月に日置庄の三条家目代某は八幡宮神田として二町二段を大宮司源真恒に宛行っており、同五年四月には源重房に大宮司職とその屋敷免田畠とを宛行っている。ところが三条家の代官某は八幡宮散米田を押領したので、大宮司は神事懈怠に及んだことを愁訴し、文安四年(四四七)八月に至り社家証文の旨に任せて大宮司に安

堵せしめられている。その後の日置庄は石見国津和野の吉見家の給地となって日置八幡宮大官司職を競望するに至った。また当庄は麻生刑部少輔国規の私領に準ぜられたため、大官司職を国規も競望し、かつ神田等を私にせんとしたので、文明十七年(一四六五)三月に累代の大官司高山道藤はこれを陳訴して安堵を蒙らんとした。よって大内家奉行人らは麻生国規の難掌大谷左近将監光能を召出し、これらの子細を究明したところ、光能は難法に及ばざる旨を答えたから大官司職は高山道藤に補任せられることとなった。ところが麻生国規は神領の濫妨を継続して修理田を召放ち、地下旅飛脚人足等を使役したので、八幡宮の社頭は大破し、かつ社人を押領して大官司の沙汰に従わず、社頭において狼籍喧嘩をいたし、神事の時に出仕を停止して公私の御祈禱を妨害するので、延徳二年(一四九〇)に高山道藤は再びこれを愁訴に及んでいる。

61 大津庄 大津郡日置庄には別に大津庄とも称せられた法金剛院の庄園が介在していた。法金剛院領の傳承については佐波郡高墓庄・田島庄・小俣庄の条に述べたのでここでは省略する。またその後の長講堂領の伝領については以珂郡玖珂庄の条と同様で、持明院統の御管領に属したのである。しかし三条家領の日置庄との境界等はどのようであったかは全然不明である。『武久文書』によると、建武五年(一二三六)六月に武久左兵衛少尉を三条家領大津庄の地頭職に補している。

62 深川庄 長門市深川の地域にあった三条家の庄園である。文明十一年(一四七九)四月に長門国深川庄や日置庄等が昔から三条家の庄園であった由緒によって三条公教は大内政弘を頼って山口に下向した。そこで後土御門天皇は公教の周防下国の可否を將軍足利義政に勅問せられた。義政は公教の在国を不可とし、かつ家領等の違乱があれば成敗せんと奉答に及んだのであるが、公教はその後も政弘を頼って上洛せず、同十三年二月山口で出家し、永正四年(一五〇七)四月山口で薨去した。

63 三隅御厨 大津郡三隅町の一部に当るが、その区域は明らかでない。『神鳳鈔』に「長門国^{内宮}三隅御厨^{上分}」とあるように、防長両国内での唯一の伊勢皇大神宮の御料地であった。上分とは各御厨から段別に奉納するか、または菓子・御贄等を奉獻することで、武士知行地の在所の内から一町二町の上分田を定めて貢進することをいうのである。室町時代に入っても享徳元年(一四五三)の序宣注文には長門国御厨はまだ存在していたが、大永六年(一五二六)の序宣ではすでに姿を消している(神宮典略)

64 三隅庄 大津郡三隅町を庄域とする。『日向記』によると、建久年間(一一九〇—一九)に伊東次郎祐朝(母は土肥連平女)が長門国三隅庄の讓受を受けたことが見えるが、その伝承等については全く不明である。

南北朝期には矢部太郎左衛門という者が当庄の地頭職にあったが、貞和二年(一三三六)十二月廿一日に足利尊氏は勲功の賞として仁保庄の平子彦三郎重嗣に三隅庄六分地頭職を宛行うている。そこで翌年六月三日長門守護の厚東武実入道崇西は尊氏の命を奉じてこれを重嗣の代官に沙汰付けせんとしたが、早河忠祐という者が相伝の当知行であると称して故障を申立てたので遵行することができなかった。

65 阿武御領 長門国阿武郡内の皇室御料地のことで、その区域は明らかでない。鎌倉初期に土肥実平が長門国守護の時、その子土肥次郎遠平が阿武郡内の地頭職を持っていたが、文治三年(一一八七)に東大寺再建の用材を後白河法皇の御料地であった阿武郡内からも採用せられるに当って、土肥遠平の地頭職を去進すべき旨の勅定があったので、幕府はその退去を命じた。遠平の代官はなお淹留して濫妨するので、文治五年(一一八九)二月に源頼朝は下文を発して所行の不当を責め、阿武郡内から退出せしめると共に、朝廷に対しても勅定に違背せず下知を行なった旨を奉答している。(吾妻鏡)

この阿武御領は後白河法皇創設の長講堂に寄進されてその庄園となったが、傳承に関することは玖珂庄の条で

述べたので省略する。建久二年(二一九)の『長講堂目録』(島田文書)による阿武御領の年貢関係を示すと

阿武御領

元三雑事

御簾七間、御座八枚

雲緞一、大文一、
小文三、紫三、

殿上料京筵紫疊四枚

伊与簾十枚、在懸革

宮御方御台所垂布二間

各白細美六丈布
在懸革

不動之
砂十二両

同 三月御八講砂十両

御御菜二個日 毎月廿三日四日

不動之

御倉兵士一人 十一月料

門兵士九人 西洞院面北門

楊梅面門 油小路面門

月充続松二千九百把

五月千七百把 六月千把

本半物二具也

次雑仕装束二具 正月一具

七月一具

彼岸御布施布廿段 八月料

御更衣疊五枚

小文二、四月料
紫三、

御神祭神籬一具 四月料

不動之
移花三十枚

と見える。「不動之」は未納分であるが、阿武御領内から鎌倉期にはかなりの課役を上納していた。室町期に入っ

た応永十四年(二四七)三月の『長講堂御領目録』(八代恒治所蔵文書)によると「長門国阿武御領 右大臣家 年貢米八百石」だけを納入しているが、長講堂領内の年貢米上納高としては他庄に比して多い方であった。なお、建久二年の同領目録に見える課役と比較するに、建久年間には長講堂に必要な品物が主であったのに対し、応永年間は年貢米の上納だけになっていて、その課賦方法に著しい相違があるのである。

このように阿武御領は応永末年ごろ(一四七)まで長講堂の御料地であって、大内氏が地頭職を持っていたことは『東山御文庫記録』に見えているが、永享十二年(一四〇)の『伏見院領目録』には阿武御領の名が見えない。恐らく大内氏の押領に帰っていたのであろう。

『忌宮神社文書』によると嘉暦三年(二三三)に長門二宮が焼失したので、幕府はその造営費用として長門一國に段米銭を課し、長門探題も遵行状を発して下知し、厚東武実もたしかに承知する旨を述べているが、その実行は容易でなかったようで、阿武郡の雑掌盛恵の如きは三代御起請の地である由緒を申立ててこれを陳訴したらしく、元徳元年(二三三)十一月に幕府は御教書をもって三代御起請のことは不分明である上に、長門一國平均に造営料を課したのであるから地頭に対して嚴重な沙汰を行ない弁済すべきを命じている。三代御起請とは白河・鳥羽・後白河の三天皇が不輸地を新置し給い、かつ院宣をもって庄園の私有を認められたことをいうのである。

66 牛牧庄

阿武川の下流は二分して三角洲を作り、牛の放牧に利用せられて牛牧の地名を生み庄園地となった。現在の萩市川島がその庄域であろう。『殿暦』の康和四年(一一三)二月に長門国牛牧より牛六頭、永久元年(一一三)

二月に牛七頭を、それぞれ進貢した記事が見えるが、この牛牧は公領である。その後の建長五年(一一三三)十一月の『近衛家領目録』によると、牛牧庄は平安中期から宇治殿藤原頼通の庄園であって、頼通からその子の京極殿藤原師実へ伝えられ、ついで知足院藤原忠実、鳥羽天皇の皇后高陽院藤原泰子、法性寺藤原忠通へと伝承せられたが、

忠通は長男の近衛基実に譲与してから近衛家の庄園となり建長五年に及んだのである。この年以後も牛牧庄は近衛家領として存続したと考えられる。

しかし、この牛牧庄は『忌宮神社文書』によると、建武三年(二三三)四月に牛牧庄内見久新田と紫福郷の地頭職は忌宮(長門二宮)に寄進せられたけれども、前代官等が濫妨狼籍を行なうので、翌四年に將軍御教書を長門守護厚東武実を下してこれを停止せしめ、武実もこれを遵行している。その後もしばしば施行状が出されたが、地頭三善在康および見島兵庫助貞氏・又三郎氏方・同三郎入道普一等は城墾を構築し、弓箭を帯して濫妨狼籍をなし、使節に対して合戦に及ばんと擬したので、幕府は建武五年(二三三)九月に守護厚東武実に命じ、寄進状の旨に任せて下地を二宮大宮司國道に交付するよう沙汰せしめている。すなわち牛牧庄の一部が長門二宮の社領に編入されたと考えられる。

さて、大外記中原師守の日記である『師守記』貞和三年(二三三)十二月廿八日の項に「今日自長門牛牧庄牛四頭到来……則被進近衛殿ニ云々、件庄此間直講師連奉行之……」と見え、牛牧庄はなお近衛家の庄園であった。

防長兩国内庄園一覽(系統別)

| 本家領家 | 庄名 | 庄域推定現地 | 下司地頭名 | 初見等の出典(年号年月) |
|-------------------|----------|-----------------|-------|-----------------------|
| ◇持明院統系の料所 長講堂領 | 8 玖珂庄 | 玖珂郡玖珂町 | | 島田文書長講堂領目録 (建久二・十) |
| | 39 秋穂二島庄 | 山口市二島 吉敷郡秋穂町 | | 同 (同) |

| | | | |
|------------------|------------------|-----------------|--|
| 室町院領 | 65 阿武御領 5 石国庄 | 阿武郡 岩国市錦見・横山 | 吾妻鏡() 室町院御領目録(正安四・八) 永興寺文書(至徳二・四) 岩国本庄 |
| 蓮華王院領 「妙法院門跡領 | 9 楊井庄 6 御庄 | 柳井市柳井 同 御庄 | 三浦家文書(正平十五・七) |
| 妙法院門跡領 | 10 楊井新庄 2 安下庄 | 大島郡橋町安下庄 | 門葉記(延応元・十二) |
| | 9 楊井庄 | 柳井市柳井 | 三浦家文書(応仁元・四) |
| | 10 楊井新庄 | 同 新庄 | 同 (文明十五・十二) |
| | 59 向津奥庄 | 大津郡油谷町向津具 | 妙法院文書(永曆二・二) |
| | 59 向津奥庄 | 大津郡油谷町向津具 | 妙法院文書(永曆二・二) |
| 新日吉社領 | 2 安下庄 | 大島郡橋町 | 古文書纂(元弘三・七) |
| 坊門俊実領 | 22 高尾庄 | 光市小周防 | 法観寺文書(貞和三・十二) |
| 法観寺領 | 27 牟礼保 | 防府市牟礼 | 鹿王院文書(文明七・五) |
| 鹿王院領 | 8 玖珂庄 | 玖珂郡玖珂町 | 鹿王院文書(応安二・正) |
| 天竜寺金剛院領 | | | |
| | | | 平井備前入道祥助 小早川美作守則平 (地頭) 応永十一 |
| | | | 姓不詳 貞嗣(地頭) |
| | | | 杉 重祐(代官) |
| | | | 島津貞久(地頭) 元弘二任 |
| | | | 大江広元(地頭) 文治二任 |
| | | | 高山寺(代官) 仁保弘有(代官) 応仁元任 |

| | | | | |
|------------|----------|-----------|-------------------------|---|
| 法金剛院領 | 30 高墓庄 | 防府市伊佐江 | | 東大寺文書(保延三・九) |
| | 31 田島庄 | 同 田島 | | 同 |
| | 32 小俣庄 | 同 大道 | | 同 |
| | 61 大津庄 | 大津郡日置村 | | |
| 宝篋院領(善入寺領) | 15 麻合郷 | 熊毛郡田布施町麻郷 | 弘中兼伝・兼国(代官) 仁保興棟(代官) | 関閣録所収小野家文書 (文和二・四) 正任記(文明十・十) 三浦家文書(永正四・八) |
| 童翔寺領 | 53 河内包光名 | 下関市王司地区山田 | | 大徳寺文書(延慶二・三) |
| 東大寺領 | 36 宮野庄 | 山口市宮野 | 白松資綱(地頭) | 上司家所蔵宮野庄立券文 (建久六・九) |
| | 40 樵野庄 | 吉敷郡小郡町 | | 平安遺文所収東大寺諸庄園文書目録(仁平三) |
| 正法寺領 | 50 厚保沓野 | 美祿市厚保本郷 | | 東大寺要録(建久九・四) |
| ◇大覚寺統系の料所 | | | | 正法寺文書(貞応二・十二) |
| 藤原頼長領 | 7 山代庄 | 玖珂郡錦町 | | 兵範記(保元二・三) |
| 後院領 | 7 山代庄 | 玖珂郡錦町 | | 兵範記(保元二・三) |
| 安嘉門院領 | 7 山代庄 | 玖珂郡錦町 | | 勘仲記(弘安二・八) |
| 西園寺家領 | 7 山代庄 | 同 | | 西園寺家領目録(建武二) |

| | | | | |
|-------------|---------|----------|---------------------------------|--------------------------|
| 最勝光院領 | 1 島末庄 | 大島郡東和町 | 大江広元(地頭) 長崎親康(下司) 長崎光親(惣公文) | 吉記(承安四・二) 吾妻鏡(文治四・十二) |
| ↓三寶院門跡領 | | | 長崎朝光(同) 建長八任 | |
| 三寶院門跡領 | 17 美和庄 | 熊毛郡大和町三輪 | | 東寺百合文書(正中二・三) |
| | 1 島末庄 | 大島郡東和町 | | 醍醐寺文書(寛喜三・八) |
| 東寺 | 17 美和庄 | 熊毛郡大和町三輪 | 曾我時長(地頭) 沓屋成守(代官) 明徳四任 | 東寺百合文書(嘉暦三・十) |
| | | | | 東寺百合文書(安貞二・八) |
| 七条院領(修明門院領) | 18 束荷庄 | 熊毛郡大和町束荷 | | 尊経閣所蔵東寺文書(治承元・九) |
| 嘉祥寺領 | 57 河棚庄 | 豊浦郡豊浦町川棚 | | 平戸記(寛元二・四) |
| 六勝寺領(成勝寺領) | 16 田布施庄 | 熊毛郡田布施町 | | 前田家所蔵古蹟文徴(弘安十・七) |
| 法勝寺領 | 28 多々良庄 | 防府市多々良 | 平子重有(地頭) | 三浦家文書(乾元二・四) |
| | 35 仁保庄 | 山口市仁保 | 平子重経(地頭) | 同 (建久八・三) |
| | 38 恒富保 | 同 恒富 | 同 | 同 (同) |
| 安楽寿院領 | 41 賀川別庄 | 山口市嘉川 | | 竹内文平所蔵昭慶門院御領目録(嘉元四・六) |
| 八条院領 | 41 賀川別庄 | 山口市嘉川 | | 竹内文平所蔵昭慶門院御領目録 |

防長庄園の地域的考察 (田村)

二〇

| | | | |
|--------------------|---------|----------|--------------------|
| 延暦寺実相院領 └三千院門跡領 | 20 高水庄 | 熊毛郡熊毛町高水 | 小松原農石光家文書 (寛元二・十二) |
| 三千院門跡領(梶井門跡領) | 20 高水庄 | 熊毛郡熊毛町高水 | 三千院文書 (正中二・十一) |
| ◇権門勢家の所領 | | | 三千院文書 (正中二・十一) |
| 最勝金剛院領 └九条家領 | 3 屋代庄 | 大島郡大島町 | 九条家文書 (治承四・五) |
| 九条家領 └東福寺領 | 3 屋代庄 | 大島郡大島町 | 九条家文書 (元久元・四) |
| 東福寺領 | 16 田布施村 | 熊毛郡田布施町 | 東福寺文書 (文永三) |
| | 29 伊佐江庄 | 防府市伊佐江 | 東福寺文書 (嘉慶二) |
| | 33 得地保 | 佐波郡徳地町 | 関白九条道家処分状 (建長二) |
| | 16 田布施村 | 熊毛郡田布施町 | 東福寺文書 (文永三・五) |
| | 29 伊佐江庄 | 防府市伊佐江 | 同 (嘉慶二・五) |
| | 33 得地保 | 佐波郡徳地町 | 東福寺文書 (元徳元) |
| | 60 日置庄 | 大津郡日置村 | 東福寺文書 (建長二・十一) |
| 三条家領 | 62 深川庄 | 長門市深川 | 日置八幡宮文書 (文治二・八) |
| | 66 牛牧庄 | 萩市川島 | 毘摩(康和四・二) |
| 近衛家領 | | | 近衛家領目録 (建長五・十二) |
| | | | 安部成清 (惣公文) |
| | | | 大江広元 (地頭) |
| | | | 安部守真 (惣公文) |
| | | | 建久二任 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------|-------------------|
| ◇神領 | | | |
| 賀茂別雷神社領 (上加茂) | 4 柱島 | 岩国市柱島 | 鳥居大路家文書 |
| | 11 伊保庄 | 柳井市伊保庄・阿月 | 賀茂神社文書 (寿永三・四) |
| | 13 竈戸関 | 熊毛郡上関町上関 | 賀茂注進雜記 (寿永三・四) |
| | 14 矢島 | 同 上関町八島 | 鳥居大路家文書 (仁平二・七) |
| 賀茂御祖神社領 (下加茂) | 12 佐河御厨 | 熊毛郡平生町佐合島 | 鳥居大路家文書 (仁平二・七) |
| | 21 牛島御厨 | 光市牛島 | 百鍊抄 (寛治四・七) |
| | 43 厚狭庄 | 厚狭郡山陽町鴨庄 | 賀茂社古代庄園御厨 (寛治四・七) |
| | 19 石田保 | 熊毛郡大和町岩田 | 同 |
| 石清水八幡宮領 | 23 室積庄 | 光市室積 | 同 |
| | 24 末武保 | 下松市花岡・末武南 | 石清水八幡宮文書 (保元三・十二) |
| | 25 遠石庄 | 徳山市遠石 | 石清水八幡宮記録 (承安元・十二) |
| | 26 得善保 | 同 富岡下上 | 吾妻鏡 (文治三・四) |
| | 33 得地庄 | 佐波郡徳地町 | 石清水八幡宮文書 (安元二・六) |
| | 44 津布田庄 | 厚狭郡山陽町津布田 | 吾妻鏡 (文治三・四) |
| | 45 埴生庄 | 同 山陽町埴生 | 石清水八幡宮文書 (天福元・六) |
| | 47 位佐庄 | 美祢市伊佐 | 柳葉記 (仁治元・九) |
| | | | 内藤盛家 (地頭) |

| | | | |
|---------------------------|--|---|---|
| 鶴岡八幡宮領 祇園社領 | 34 小鯖庄 37 朝倉庄 52 員光保 | 山口市小鯖 山口市朝倉 下関市王司地区員光 | 石清水田中家文書(天仁元・十二) 石清水八幡宮文書(応長元・十二) 菊大路家文書(文明十三・三) 相州古文書所収鶴岡八幡宮文書(正徳元・十一) 祇園社記録(貞応二) |
| 伊勢内宮領 長門二宮社領 長門一宮社領 | 63 三隅御厨 54 二宮庄 55 一宮庄 | 大津郡三隅町 下関市長府 同 勝山 | 関閣録所収小野家文書(弘安五・四) 北野神社文書(年号不明三年四月) 神鳳鈔(建仁年間) |
| ◇本家領家不明 | 42 棚井村 46 吉田庄 51 大野庄 58 牛見庄 64 三隅庄 | 字部市棚井 下関市吉田 豊浦郡菊川町大野 同 豊田町殿居 大津郡三隅町 | 忌宮神社文書(仁安元・二) 同 (嘉暦元・一二) 住吉神社文書(康暦二・三) 同 (文治元・九) 浄名寺文書(文和三・二) 高泊西福寺文書(大永六・九) 殿居殿島神社棟札(文安五・三) 日向記(建久年間) |

防長庄園分布図 (田村私案)
□は庄園推定地域と庄園番号

